



## 新刑法（Kitab Undang-undang Hukum Pidana、以下「新 KUHP」）の可決

2022年2月  
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二  
NY州法弁護士 友藤 雄介  
インドネシア法弁護士 プリシリア・シトンプール

## 1. はじめに

2022年12月6日、インドネシアの国会/Dewan Perwakilan Rakyat ("DPR")は、刑法に関する2023年法律第1号（以下、「新 KUHP」という）を可決しました。同法は2023年1月2日に公布され、公布日から3年後の2026年1月2日に施行される予定です。今後3年間で、現在施行されている刑法は本法の内容に置き換わるとされています。

新 KUHP は、2編で構成されています。第1編には、第2編の内容を適用するためのガイドラインとなる一般的な規則として、州規則、県・市地域規則等などが規定されています。新 KUHP は、インドネシアの刑法をアップデートし、現在のインドネシアの刑法体制を変革しようとするものです。

## 2. 本件のハイライト

## A. 新 KUHP による特定の法律の改廃

- 2001年法律第20号で改正された汚職の撲滅に関する1999年法律第31号（以下「1999年法律第31号」）

汚職の撲滅に関する法律	刑期及び罰金	
	新 KUHP	1999年法律第31号
自分、他人、企業を富ませることを目的として国家財政や国家経済に損失を与える不法な行為	刑期：終身または2年以上20年以下 罰金：カテゴリーII（最高1,000万ルピア）の罰金とカテゴリーVI（最高20億ルピア）の罰金の間の金額（第603条及び第604条）	刑期：終身または2年以上20年以下 罰金：2億ルピアから10億ルピアを上限とする（第2条第1項）
権限、機会等を濫用して、自分、他人、企業を富ませることを目的として国家財政や国家経済に損失に影響を与えるような行為		刑期：終身または1年以上20年以下 罰金：5,000万ルピア以上10億ルピア以下（第3条）
以下の活動のいずれか 1.公務が自身の義務に反して、特定の活動を行い、または行わないことを目的として、当該公務員に何かを供与すること、又はその約束をすること 2.公務員が、自身の義務に反して行ったこと、または行わなかったことを理由、又はそれに関連して、何かを供与すること	<b>行為者</b> （第605条第1項） 刑期：1年以上5年以下 罰金：カテゴリーIII（最高額5千万ルピア）の罰金とカテゴリーV（最高額5億ルピア）の間の罰金 <b>物・約束を受けた公務員</b> （第605条第2項） 刑期：1年以上6年以下 罰金：カテゴリーIII（最高額5千万ルピア）の罰金とカテゴリーV（最高額5億ルピア）の間の罰金	刑期：1年以上5年以下 罰金：最大50百万ルピアから250百万ルピアまで（第5条）
公務員に対して、当該地位や立場に付随する権力や権威を理由に、贈答や約束をすること	<b>行為者</b> （第606条第1項） 刑期：3年以下 罰金：カテゴリーIV（最大2億ルピア）	<b>行為者</b> 刑期：3年以下 罰金：最大1億5,000万Rp. （第13条）

	<b>物・約束を受けた公務員</b> (第 606 条第 2 項) <u>刑期</u> ：4 年以下 <u>罰金</u> ：カテゴリーIV (最大 2 億ルピア)	<b>物・約束を受けた公務員</b> <u>刑期</u> ：1 年以上 5 年以下 <u>罰金</u> ：最大 50 百万ルピア から 250 百万ルピアまで (第 11 条)
--	--	--

\* 新 KUHP の発効後、1999 年法律第 31 号のうち、上述の条文は、新 KUHP の汚職犯罪に関連する条文に置き換えられます。

- ・ マネーロンダリング犯罪の防止および撲滅に関する法律 2010 年第 8 号 (以下、「2010 年法律第 8 号」)

マネーロンダリング犯罪	資産の源泉	刑期及び罰金	
		新 KUHP	2010 年法律第 8 号
犯罪に起因すると疑われる、または合理的に疑われる資産に関して、当該資産の出所を隠蔽または秘匿するためにその資産を 1) 設置、2) 譲渡、3) 移転、4) 支出、5) 支払、6) 贈与、7) 委託、8) 国外持出、9) 形態変更、10) 通貨または証券による引出した者 (第 607 条第 1 項(a))	第 607 条第 2 項にて犯罪行為に起因する資産の源泉と規定される 26 の特定の犯罪行為  (例) 汚職、贈収賄、労働者密入国、移民密入国、資本市場における犯罪行為、ギャンブル	<u>刑期</u> ：15 年以下 <u>罰金</u> ：カテゴリー VII (上限 50 億ルピア)	<u>刑期</u> ：最長 20 年 <u>罰金</u> ：最大 100 億ルピア (第 3 条)
犯罪行為に由来すると疑われる、または合理的に疑われる資産の起源、出所、場所、配分、権利の移転、または実際の所有権を隠蔽または偽した者 (第 607 条第 1 項(b))		<u>刑期</u> ：15 年以下 <u>罰金</u> ：カテゴリー VI (上限 20 億ルピア)	<u>刑期</u> ：最長 20 年 <u>罰金</u> ：最大 50 億ルピア (第 4 条)
上記、資産を受領した、または、管理した者 (第 607 条第 1 項(c))		<u>刑期</u> ：5 年以下 <u>罰金</u> ：カテゴリー VI (上限 20 億ルピア)	<u>刑期</u> ：5 年以下 <u>罰金</u> ：最大 10 億ルピア (第 5 条第一項)

\* 新刑法発効後、2010 年法律第 8 号の既存条文に対する言及は、新 KUHP の汚職犯罪に関連する条文に置き換えられます。

新 KUHP79 条 1 項により、刑事罰の上限は、カテゴリーに応じて決定されます。

I	Rp.1,000,000.00 (100 万ルピア)	V	Rp.500,000,000.00 (5 億ルピア)
II	Rp.10,000,000.00 (1000 万ルピア)	VI	Rp.2,000,000,000.00 (20 億ルピア)
III	Rp.50,000,000.00 (5,000 万ルピア)	VII	Rp.5,000,000,000.00 (50 億ルピア)
IV	Rp.200,000,000.00 (2 億ルピア)	VIII	Rp.50,000,000,000.00 (500 億ルピア)

- ・ 2016 年法律第 19 号で改正された電子情報および電子取引に関する 2008 年法律第 11 号 (以下、「2008 年法律第 11 号」という。)

2008 年法律第 11 号に関して、新 KUHP では「情報技術による犯罪コンテンツの流布」または「放送」を行った者に対する刑事罰を導入しており、これには犯罪コンテンツを、デジタルプラットフォームを利用して、デジタル情報や文書として送信、配布、アクセス可能にすることが含まれます。なお、この規定は、情報または文書が流布されたプラットフォームの所有者又は運営者が責任を問われうるのかどうかについては、明確ではないため留意が必要です。



## B. 企業の刑事責任

### 刑事責任を問われる企業とは何を指しますか？

企業は、刑事罰を受ける対象となり得ます。刑事罰を受ける対象となり得る企業には、1) 株式会社、協同組合、国・地域所有企業などの法人、2) (法人格を持つかに関わらず) 有限責任事業組合などのパートナーシップが含まれます。さらに、組織構造の外にありながらも、企業を支配又は実質的に所有する者も対象となり得ます。

### 企業が責任を負うべき犯罪行為とは？

犯罪行為が以下のいずれかの場合に責任を負います。

- 1) 会社の定款またはその他の規定に定められている会社の事業または活動の範囲に含まれる場合
- 2) 会社に利益をもたらす場合
- 3) 会社の方針として受け入れられている場合
- 4) 犯罪行為の発生を回避するために予防措置を取らず、影響の拡大に対する防止策も講じず、コンプライアンス遵守のために必要な措置を取らない場合
- 5) 会社が意図的に犯罪行為の発生を許可する場合

### 上記のような行為にはどのような刑事罰が科されるのでしょうか？

- まず第一に以下の刑事罰が科されます(新 KUHP119 条)

- 1) 他に規定する法がない場合、最大 2 億ルピア
- 2) 刑期が最大 7 年以下の犯罪行為の場合、最大 20 億ルピア
- 3) 刑期が最大 7~15 年の犯罪行為の場合、最大 50 億ルピア
- 4) 死刑または、刑期が無期又は最大で 20 年の犯罪行為の場合、最大 500 億ルピア

- また、場合によって追加で以下が科される可能性があります。

賠償金の支払い、原状回復、懈怠していた義務の履行、慣習的に求められる義務の履行、職業訓練に対する資金抛出、犯罪行為によって取得した物品または利益の没収、判決の公表、特定のライセンスの取り消し、特定の行為の永久的な禁止命令、企業の事業所および活動の全部または一部の閉鎖、企業の事業活動の全部または一部の停止、企業の解散等(新 KUHP 第 120 条)

## C. 論争的となっている条項

今回の新 KUHP では、以下の行為が刑事罰の対象として刑事訴追される可能性が生じているため、言論の自由、民主主義、人権を侵害し得るものとして、論争的となっています。  
※対象：大統領への侮辱、国家機関への侮辱、婚前同棲、法廷侮辱、宗教犯罪、共産主義、レーニン主義、マルクス主義、避妊教育、性教育、魔術。

## 3. 結論

上記のとおり新 KUHP について議論いたしました。実際に新 KUHP で定められている条項の多くは、現行の KUHP と大きく変更されているものではありません。しかし、新 KUHP は発効まで 3 年間の期間があり、その間条項に修正が加えられる可能性があるため、外国企業は今後の新 KUHP の条文に対する変更、今後も注意が必要です。

**One Asia Lawyers ◆**

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal)



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

[koji.umai@oneasia.legal](mailto:koji.umai@oneasia.legal)



友藤 雄介

One Asia Lawyers Indonesia Office

NY州法弁護士

長年、企業にて海外案件、特にインドネシアにおいて豊富な経験を有し、建設契約、売買契約、紛争解決、事業撤退等幅広く手掛ける。日本の大手プラント・エンジニアリング会社での東南アジアのプラント建設契約（EPC契約）の交渉経験や、大手総合商社での各種契約締結経験を有する。アメリカ・ペンシルバニア大学ロースクール卒。2023年から One Asia に参画。

[yusuke.tomofuji@oneasia.legal](mailto:yusuke.tomofuji@oneasia.legal)



Prisia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office

インドネシア法弁護士

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

[sitompul.prisilia@oneasia.legal](mailto:sitompul.prisilia@oneasia.legal)